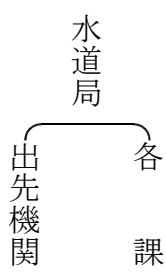


奈良県営水道企業管理規程第一号



奈良県営水道契約規程（昭和四十二年六月奈良県営水道企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年六月十七日

奈良県知事 荒井正吾

第二十九条第一号中「又は第七条」を「第七条第一項又は第十条第五項若しくは第六項」に改める。

第三十三条中「第十一条」を「第十二条」に改める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。